

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、食品関連事業者の一部（多量排出事業者）に定期報告義務を課す指導監督の強化などが行われ、平成21年6月までに最初の定期報告が行われることとなっている。

この定期報告のデータを分析し課題等を抽出し今後の対応を検討するとともに、省令において発生抑制の数値目標を規定する必要がある。

また、食品廃棄物の発生は消費行動に左右されることから、食品関連事業者の取組促進と併せて消費者の発生抑制への意識向上を促す国民運動を展開する。

2. 事業計画

定期報告のデータを分析し課題等の整理を行い、発生抑制の数値目標設定のためのデータ整理等を行う。

専門家及び関係者からなる検討会を設置し、食品廃棄物の発生抑制を促進するため、食品関連事業者及び消費者へ以下の調査等を実施し、実態の把握、分析、検討を行い効果的な発生抑制手法の選定、普及啓発方法の企画等を検討する。

- ・製造から販売までのサプライチェーンを通じた食品廃棄物の発生状況と要因について
- ・小売事業者、外食産業における食品廃棄物の発生要因となる消費者行動について
- ・食品関連事業者の主体別の発生抑制対策を類型化し、その低減効果について
- ・コンビニ業界における発生抑制対策を協力店舗でモデル実施し、その発生抑制効果の定量的分析について
- ・消費者向けの発生抑制手法、普及啓発方法について

リサイクルループ形成促進のための異業種間連携推進事業、優良事例の表彰事及び法の施行状況調査を引き続き行う。

3. 施策の効果

発生抑制の数値目標を規定する基準となる発生原単位を適切に定めるとともに、消費者の意識向上による行動の広がりにより、多量排出事業者の発生抑制を促進する。

4. 備考

食品リサイクル推進事業費 52百万円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

定期報告データの整理、分析事業	1百万円
食品廃棄物の発生抑制普及啓発事業	29百万円
リサイクルループ形成促進のための異業種間連携推進事業	12百万円
優良事業者等の表彰制度	5百万円
食品リサイクル法に係る施行状況調査	5百万円

【食品リサイクル推進事業費】

【定期報告データの整理、分析事業】

・食品関連事業者(多量排出事業者)は食品廃棄物等の発生量、発生量と密接な関係を持つ値、発生原単位、発生抑制量、再生利用量、熱回収量、減量、再生利用実施率等々を報告

【今回の改正で、発生抑制の数値目標を設定】



報告データを整理、分析し傾向や課題を検討することが必要

食品関連事業者の発生抑制の数値目標を規定する基準となる発生原単位を適切に定める



食品関連事業者の更なる3Rの推進

【食品廃棄物の発生抑制普及啓発事業】

・食品廃棄物の発生は消費者の行動に左右される
・消費者の意識向上を促す国民運動の展開が必要
・食品関連事業者の発生抑制対策の推進が必要

【今回の改正で、取組の重点を発生抑制へ移行】



・サプライチェーンを通じた食品廃棄物の発生状況の調査
・食品関連事業者、消費者を対象とする調査
・コンビニの発生抑制対策の定量的効果の調査



消費者の行動を通じ、食品関連事業者の発生抑制に対する取組を向上させる

【食品リサイクル推進事業費】

【リサイクルループ形成促進のための異業種間連携推進事業】

【優良事業者等の表彰制度】

【食品リサイクル法に係る施行状況調査】

・食品リサイクルは、食品関連事業者、リサイクル事業者、耕種農家、畜産農家等が共同して食品循環資源の再生利用に関わることが重要

【今回の改正で、リサイクルループが制度化】

・食品リサイクルの推進にはリサイクル製品の需要確保が大事
・食品廃棄物を原料利用することから、品質・安全性の確保も必要

【事業者の取組みを適正に評価するしくみが必要】

・食品関連事業者の再生利用等の実態を調査
・改正食品リサイクル法の効果等を把握 発生抑制、減量、再生利用の目標の達成状況等

経年調査として実施

コーディネータ役となる食品関連事業者等の育成と、異業種の事業者同士の結びつけを図ることが必要

セミナーの開催、専門家チーム派遣、事業化検討調査の実施

食品リサイクルの先進的な取組を行っている食品関連事業者や地域における商店街等を優良な取組として表彰

【事例集の作成、発表会の開催】

食品関連事業者の更なる3Rの推進

食品関連事業者や消費者を取り込んだ地域の取組の底上げを図る

基本方針の改定、次期法改正等に反映